

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
21000010	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第4条	商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b	商品ファンドの販売については、平成10年6月に最低販売単位が撤廃され、一般投資家の購入が容易になった。実際その後の商品ファンドはその大半が個人投資家向けに販売されており、リスク商品の情報開示について、その重要性・必要性は今後更に高まるものと考えられる。そうした中、契約成立時交付書面は、契約書の性格を有していることを考えると、撤廃することは困難である。しかしながら、当該書面の記載事項のうち契約成立前交付書面との重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査して、検討して参りたい。 (検討開始時期 H15年度中。H16.3までに結論。)			・書面記載内容の簡素化については、契約成立前・成立時各々の交付の趣旨に照らしつつ、可能な限り重複を避ける方向で平成15年度中に結論を得るとともに、平成16年度に速やかに実施してもらいたい。併せて以下の点を明らかにしてもらいたい。 成立前・成立時各々の書面交付の趣旨をその違いも含め、明らかにすること。 「重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査」するに当たっての論点は以下のとおり。 ・ どちらか一方の書面から重複事項の記載を省略した場合において、当事者間で紛争が起こりうるか否かについて ・ 記載事項の内容を簡略化した場合において、当事者間で紛争が起こりうるか否かについて等 3. なお、平成16年度に速やかに実施してもらいたいとの要請であるが、本年度中に措置するか否かを含めて関係省庁と検討することとしたい。	b		商品ファンドに係る契約成立時書面の記載内容の簡素化について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。				5008	5008162	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		金融庁 農林水産省 経済産業省	
																5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		金融庁 農林水産省 経済産業省
																5063	5063050	(社)日本商品投資販売業協会	5	17条書面(契約成立時交付書面)の記載内容の簡略化もしくは撤廃		現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面(契約成立時交付書面)の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。		金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000020	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第6条	商品投資販売業者は、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。	C		現状における法第20条の規定は、特定少数の顧客に限られた範囲内で募集し、当該顧客との間でそのニーズに合わせて組成された、いわゆるプライベート商品ファンドについてもディスクロージャーの一環として商品投資販売業者に閲覧の対象とすることを義務付けており、本件は、当該私募ファンドについては顧客の閲覧対象から除外するという要望に対して、各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)において「措置するか否かを含めて平成15年度中に結論」としていたところである。 当該要望内容について、当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体希であると想定される中で、投資家保護上問題を生じることがなくプライベート商品ファンドを閲覧対象の除外とすることが可能か否かを検討したところ、投資家が投資判断を行う上で、プライベート商品ファンドを含めた既存の商品投資の内容(運用状況等)に関する情報を入手することは、投資の判断材料として有益であり、商品投資販売業者の経営状況を把握することを含めて、自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なため、要望については措置困難である。		・回答においては「対応不可」とあるが、以下の点を踏まえ、再検討頂きたい。 各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)において「措置するか否かを含めて平成15年度中に結論」としていたところとあるが、現時点での検討状況はどうなっているのか。 「当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体希である」と想定される」とあるが、本来、「稀」か否かは規制の有無の判断とは別の問題ではないか。仮に規制と関係するとの判断があるとするならば、「稀」であるならば、むしろ閲覧の必要性は極めて低いと考えるべきではないか。 「投資の判断材料として有益」とある一方、要望理由にある「私募ファンド投資家への秘密保持」の観点に言及されていないが、この点についてどのように考えるのか。 上記 - を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	C		1. 検討の結果、「対応不可」としたところである。 2. 再検討要請においては、「当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体希である」と想定されることをもって規制の有無の判断とするのは別の問題」とのことであるが、当方ではそのことを持って規制の有無の判断としておらず、現状について参考までに付記したものである。 以下の理由により今後も引き続き規制が必要であると判断したところである。 ・法第20条の閲覧は、ディスクロージャーの一環として商品投資販売業者に閲覧の対象とすることを義務付けており、既にファンドに投資している顧客以外の顧客の新たな投資判断を行うために与えられている権利であり、これを剥奪することは投資家保護にはならない 3. 閲覧対象となっている書面上では、私募ファンドと当該投資家とのつながりについては明らかになっていないため、当該私募ファンドの投資家のプライバシーは保護されるものと考えられる。			いわゆる私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外について、検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示された。	5008	5008163	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよいよう措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
																5034	5034573	(社)リース事業協会	57.3	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよいよう措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1000030	商品ファンド法におけるクーリングオフ制度の撤廃	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、商品投資契約等の成立時書面を受理した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	C		商品投資契約においては、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者が本仕組みを十分に理解しないまま契約を締結してしまうことが容易に想定されること、業者は「必ず利益が取得できる」又は「元本相当分は保証」とする誘引力の高い契約であり、かかる特性及び安全性、利殖性が強調されがちな業者の言辭により、冷静な判断をしないまま、契約締結に至るといった場合が容易に想定されるという特性がある。 このような商品ファンドの特性に鑑み、一般の投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認を失得する時間的余裕を与えることとしたものであり、投資家保護上のクーリング・オフ制度の廃止は困難である。		・回答においては「対応不可」とする理由として、商品ファンドの商品特性を挙げているが、次の点について投資信託との比較も含めて、再検討の上、改めて見解を示してもらいたい。 一般の投資家が仕組みを十分に理解しないまま契約を締結してしまうことが容易に想定されること 業者は「必ず利益が取得できる」または「元本相当分は保証」とする誘引力の高い契約であり、かかる特性及び安全性、利殖性が強調されがちな業者の言辭により、冷静な判断をしないまま、契約締結に至るといった場合が容易に想定されること 上記～を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	C	1. 商品ファンド法は、顧客から出資又は信託された財産について原則として総額の二分の一超を商品ファンド法第2条第2項第1号、第2号及び同条第3項第2号に規定する「主として商品投資により運用」することになっている。 その運用の中の一つである商品先物取引は、将来の一定の時期に商品を受け渡すことを約束して、その価格を現時点で決める取引であって、売買の期限(限月)があるため、限月までに何らかの取引をしなければならぬ。 また、商品先物取引を行うためには商品総取引額の1/10程度の委託保証金が必要であり、そのレバレッジ効果が非常に高いためより多くの利益を得る可能性が含まれている反面、その日の最終約定値段により計算した値洗い損が商品取引所の定める委託本証拠金基準額の50%相当額を超えてもなお当該建玉を維持する場合には、担保力の不足を補うために新たに保証金の預託が必要となり、取引によって損失が当初証拠金よりも大幅に必要になる可能性が含まれているため、商品先物取引は、投資信託の対象とする有価証券に比べてリスクの高い取引となっている。 2. 近年における商品先物取引に係る苦情・相談件数は年々増加傾向で推移している。これは、商品先物取引業者のコンプライアンス意識が低いことを否定できないが、レバレッジ効果が高く誘引のある商品特性がゆえのトラブルであることも背景にあるものと考えられる。 3. なお、要望理由においては、「...又クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の長期化に繋がり、投資家からタイムリーな投資機会を奪うことになる。」とあるが、商品ファンド法上、商品投資販売業者がクーリングオフの適用期間内であっても、運用を開始することを法令上は妨げておらず、ただ、投資家からクーリングオフによる解除があった場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないことを規定しているだけである。							5008	5008164	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		4. 投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットINGの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
															5034	5034574	(社)リース事業協会	57.4	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットINGの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省		
															5063	5063060	(社)日本商品投資販売業者協会	6	クーリング・オフ制度の撤廃		クーリング・オフ制度(商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条規定の契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことが出来る制度)を撤廃する。	金融庁 農林水産省 経済産業省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)						(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
21000040	商品ファンドにおける投資対象の組入比率制限からの預金等の適用除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について(局長通知)	商品ファンドは、「主として商品投資により運用」するものとして、商品先物取引、商品オプション取引及び商品現物取引に限定しており、一方、従たる部分においては、信託受益権、抵当証券、有価証券、証券先物取引、金融先物取引、国債、社債等の金融商品の資産運用を限定的に可能としている。	C		商品ファンドは、主として商品投資で運用する金融商品であり、商品投資以外の投資対象である金融商品から国債、預金等を除外して組入割合の規制対象外とすることは、その商品構成によっては「主として商品投資により運用」という商品投資に係る事業の規制に関する法律が規定する「商品ファンド」に該当しない可能性が生じることから、措置困難である。		C	1. 商品ファンド法第2条第2項第1号、第2号及び同条第3項第2号に規定する「主として商品投資により運用」する場合は、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が原則として出資又は信託された財産の総額の二分の一超が確保されている場合に、残りの運用財産(総額の二分の一未満)について金融商品を組入れることが可能としているところであり、組入比率制限を緩和することにより、法第2条第2項に規定する「主として商品投資」(商品ファンド)定義に該当しないこととなり、商品ファンド以外のファンド(例えば、投資信託及び投資法人に関する法律に基づくファンド等)の対象となる可能性があるからである。 2. 商品ファンド以外のどの法律の対象からも外れることとなった結果、投資家保護上問題となる可能性が高い。				5008	5008166	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			5. 商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。		金融庁 農林水産省 経済産業省	
														5034	5034575	(社)リース事業協会	57.5	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。		金融庁 農林水産省 経済産業省
21000050	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	植物防疫法 家畜伝染病予防法	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国から畜産物又は植物等が海空港に到着した場合には、家畜伝染病予防法又は植物防疫法の規定により輸入検査を受けるために動物検疫所又は植物防疫所に関係書類を添付して申請しなければならない。	b		(1)輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現した。 (2)シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、対象手続の提出時期の統一や共通項目の標準化、統一化を図るとともに、各行政機関がそれぞれ求めている手続の申請・届出時において、必要項目を入力する際、既に登録した情報を利用して、重複入力を回避することを可能としている。さらに、港湾統計において、船社等から都道府県知事に提出が義務付けられている資料について、平成15年4月よりNACCSの積荷目録情報の活用が可能となった。 (3)また、これまでシングルウィンドウ化に関する説明会を全国6カ箇所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきた。 (4)手続の徹底した見直しについては、今後とも、各種手続の必要性を逐次検討し、その見直しが必要なものについては、適宜、措置していくこととしている。		b	回答によると、シングルウィンドウ化により、対象手続の統一や共通項目の標準化、統一化を図ったこととあるが、要望は、申請の必要が失われたものや申請の中で削除できる項目などの見直しをさらに進めてほしいというものである。上記の観点から、さらなる見直しに向けた対応策および平成16年度までの実施の可否について具体的に検討され、示されたい。				5036	5036030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化			全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたものの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するように要望する。		財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	
														5102	5102560	(社)日本経済団体連合会	56	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現			2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化が供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については甚だ不十分である。シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。 (以下「その他」欄に続く)		財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
21000060	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃	農地法第5条第1項第3号、農地法施行令第1条の17、農地法施行規則第6条の3	市街化区域内の農地についてあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合は、農地転用許可を要しない。	C		農地法では、農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等に制限を設け耕作者の地位の安定を図っているところである。市街化区域内の農地転用のための権利移動については、計画的に市街化を図るといふ同区域の性格等から容易に転用が行われるよう届出の手続きとしているものの、農業委員会が届出書を受理するに当たっては、当該農地が小作地であるかどうかを確認して小作地である場合には農地法第20条の許可や当事者間の合意の存在を確認する必要がある。このため、市街化区域内の農地の転用であっても、耕作者の地位の安定を図る観点から、届出を撤廃することは困難である。		・回答においては「対応不可」とあるが、以下の点を踏まえ、再検討頂きたい。 市街化区域内においては届出による農地転用を認めているが、かかる管理を行う趣旨は何か。 現行手続の簡素化の観点からの検討も併せて行ってほしい。	C	1 農地法では、農地を適正かつ効率的に耕作する者に限り農地の権利取得を認めるため、第3条において農地の耕作目的での権利移動を制限しているところである。また、法第3条の規制があることと一体として「耕作者の権利を保護」するため、賃借権等の特例措置(法第18条~第20条)等も講じられており、これらの措置により市街化区域の内外を問わず「耕作者の地位の安定」を図っているところである。市街化区域内の転用目的での農地の権利移動の制限については、都市計画法上市街化を促進すべき地域であることから、農地法においては、容易に転用が行われるよう許可制をとっていないところであるが、市街化区域内農地についても、事前の届出を義務付けているのは、権利移動がなされる時点を捉えてその権利移動の目的が耕作目的でないことを確認する必要があるからである。しかしながら、仮に、転用目的での農地の権利移動の届出が廃止された場合には、耕作目的での農地取得の規制の実効性を担保できなくなる等の支障をきたすこととなり、対応は困難である。					5008	5008310	オリックス㈱	31.1	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃		市街化区域内の農地転用に関する農業委員会への届出書の提出義務は撤廃すべきである。	農林水産省	
										2 添付書類の簡素化については、(ア)土地の位置を示す地図及び土地の登記簿の謄本は、届出の対象土地及び所有者の確認として、(イ)都市計画法第29条の開発許可書の写しは、都市計画法上認められる開発行為でなければ転用目的での利用ができないことから、その担保措置として、(ウ)法第20条の許可書の写しは、届出農地の賃借権に基づいた小作人は、法第18条の規定により第3者である農地取得者に権利を主張できるため、農地取得者は転用できないことによる担保措置として必要であることから、これ以上の簡素化は困難である。また、これらの書類の添付は届出を受理するための必要最小限のものとなっており、届出者に対して過分の負担にはなっていないと考えている。 なお、届出受理にあたっては、農業委員会の事務局長等が受理等の決定に対して専決処理し、直近の農業委員会の開催の際に事後報告を行うよう指導するなどその迅速化につとめているところである。また届出前に売買契約を締結すること自体は何ら問題がない。						5034	5034540	(社)リース事業協会	54	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する届出の撤廃		・市街化区域内の農地転用に関する農業委員会への届出書の提出義務は撤廃すべきである。	農林水産省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革新案事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000070	市町村農業公社が実施できる事業の規制緩和(農業経営基盤強化促進法第4条の緩和)	農業経営基盤強化促進法第4条第2項	農地保有合理化事業は、農業経営基盤強化促進法第4条第2項において、農地売買等事業、農地信託等事業、農業生産法人出資育成事業、研修等事業の4種類となっている。	C		農業経営基盤強化促進法第4条第2項は、農業経営の規模の拡大等を図るため、農地保有合理化法人が規模縮小農家から農地を買い入れるなどして、一定の要件を満たす規模拡大農家に売り渡すこと等を内容とする農地保有合理化事業を規定しているものであり、市町村農業公社が自ら農業経営を行うことを農地保有合理化事業として位置付けることは困難である。		・回答においては「対応不可」とする理由として、農地保有合理化事業の位置付けを挙げているが、次の観点から再検討頂きたい。 市町村農業公社のそもそもの役割は何か。 高齢化・労働力不足等を理由として耕作放棄地が増加する中、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要である」との考えに立脚して考えた場合、市町村農業公社が農業経営を行うことにより、農業経営主体の選択肢を広げることが可能と考えるかどうか。	C		市町村農業公社は一般的な呼称であり、特定の法令の規定により役割が定められているものではないが、市町村内における農作業委託、担い手育成、農産加工等、農業を側面から支援するほか、森林作業、観光施設管理の受託等広範囲の事業を実施することを目的として市町村が設立している。 こうした市町村農業公社のうち、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の基本構想に位置付けた上で、都道府県知事の承認を受け農地保有合理化法人の資格を得たものが農地保有合理化事業を実施しているところであるが、本事業は、農業経営の規模拡大、農地の集団化等農地保有の合理化を図るため、農地保有合理化法人が農地を中間保有し、担い手に利用集積を図るものであり、同法人が自ら農業経営を行うために農地を取得することはその趣旨に反することから、このような農地取得を農地保有合理化事業として位置付けることは困難である。 ただし、市町村公社が農地保有合理化法人としてではなく、一般の民法法人として農業経営を行うことは、本年4月から構造改革特別区域法に基づき実施されている農地法の特例措置の適用によって可能であるので、これを活用されたい。 なお、提案にもあるとおり農地保有合理化法人が農地を担い手に売り渡す又は貸し付けるまでの間、管理の一環として地域の一般的な作物を栽培することや実証展示園等を開設することは可能となっているところである。	5020	5020010	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	1	市町村農業公社が実施できる事業の規制緩和(農業経営基盤強化促進法第4条の緩和)		・「管理耕作」のみならず多面的な農業経営への参入を認めること	農林水産省				
z1000080	治山事業補助、保安施設事業の水源地域整備等に関する補助対象の拡大	森林法第41条第3項、第46条第1項、2項	治山事業は、森林法第25条第1項に掲げる水源のかん養等1～7号の目的を達成するため指定された保安林又は保安施設地区において、その目的を達成するため国及び都道府県の負担により森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を実施。	d		治山事業については、保安林以外であっても森林法第25条第1項1号～7号に掲げる目標を達成するために必要がある場合には、保安施設地区を指定して事業を実施。また、事業費については国及び都道府県の負担で実施しており、個人の負担を要しないところ。なお、事業費については、実勢を踏まえて設定された単価に基づき積算しているところ。		・「現行制度下で対応可能」との回答だが、以下の点について確認したい。 補助対象となるか否かは、地目によらず、あくまでも目的によるもの(保安施設事業に該当するか否か)と考えてよいか。 治山事業については「事業費については国及び都道府県の負担で実施」とのことだが、個人にとって事業費以外の負担は一切生じないのか。	d		について 治山事業は、森林法第25条第1項1～7号に掲げる目的を達成するために必要な事業を国又は都道府県が実施するものである。 について 治山事業に要する経費については、個人の負担は生じない。	5037	5037010	個人	1	治山事業補助、保安施設事業の水源地域整備等に関する補助対象の拡大		森林法第41条により、補助対象が保安林と定められている事項について、地目を限らずに、森林の形態を為している地域を補助対象とするとともに、個人の負担は、ゼロとすること。及び実勢作業価格に沿った補助基準とすること。	農林水産省				

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各道府県に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1000090	農地法第 5 条等に関する事項の緩和	農地法第 5 条	農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可が必要である。	d		農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可が必要であるが、農業公共投資の対象となった農地など優良農地以外の農地については、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防止措置がとられている等所要の要件を満たす場合は許可が可能である。許可を受ければ農業者以外の人が農地を購入して宅地には可能である。		・「現行制度下で対応可能」との回答だが、要望者の趣旨に沿った対応が可能なのか、農地を農地以外のものにするための具体的な要件や手続について示してもらいたい。	d		農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可が必要であるが、農業公共投資の対象となった農地など優良農地以外の農地については、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防止措置がとられている等所要の要件を満たす場合は許可が可能である。この場合、許可基準上農業者と農業者以外の者で差異はなく、許可を受ければ農業者以外の方が農地を購入して宅地にすることは可能である。許可を受ける手続きについては、農地を購入して宅地にしようとする者と農地所有者の両者が許可申請書に必要な事項を記載し、土地の位置を示す地図、土地の登記簿の謄本、設置しようとする建物等施設の位置を明らかにした図面など必要な書類を添付した上で、農業委員会を経由して都道府県知事に提出することになっている。					5037	5037030	個人	3	農地法第 5 条等に関する事項の緩和		農地法第 5 条等により、農地の農業者以外の売買や宅地化するのが非常に困難であり、農業者以外の方が農地を購入して自宅の宅地に出来ないのが現状である。この規制を緩和し、農地の荒廃防止と流動化を図る。		農林水産省
z1000100	風力発電所の建設に伴う開発面積の取り扱いの合理化	森林法第 10 条の 2	森林法第 5 条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象森林となっている民有林において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けて開発しなければならない。	d		「開発行為の許可基準の運用細則について」第 5 の 1 (1) 及び表 4 (平成 14 年 5 月 8 日付け林整備第 2 号林野庁長官通知) により工場、事業場の設置における森林率を 25% 以上とすることをガイドラインとして示しているところであり、風力発電所の建設にはこれにそって地方公共団体が定める基準が適用されている。		・「現行制度下で対応可能」との回答だが、以下の点について確認したい。 要望趣旨は「風力発電は、発電効率面の制約から点（面ではない）の開発であり、また周囲が全面的に林地である」ことから、「一般的な開発に適用される森林率（緑地率）の規制は実情にそぐわない」というものであるが、ガイドライン上森林率を 25% 以上としている根拠は何か。 地方公共団体におけるガイドラインの遵守状況はどうなっているのか。必ずしもガイドラインに沿った基準が適用されていないのであれば、国として指導することが必要ではないか。	d		森林法第 10 条の 2 第 1 項の都道府県知事の許可が必要な林地開発行為の規模は、森林法施行令第 2 条の 3 により林地開発行為に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超える場合とされているところであり、これに該当しない規模の「点の開発」であれば規制の対象となっていないところである。しかしながら、風力発電施設が一箇所に集中して設置され、林地開発行為に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えるものであれば、通常の基準が適用されるものである。なお、当該森林率の基準については、平成 2 年の学識経験者で構成する「森林保全・利用問題検討会」の報告を踏まえ、定められているものである。 林地開発許可制度については、都道府県の自治事務であり地方自治法第 2 条第 13 項の規定により、国は、都道府県が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならないものであることから、必ずしもガイドラインとありの基準によらなければならないものではなく、都道府県知事が規制の趣旨を踏まえて地域の特性に応じ、弾力的に運用することが可能である。なお、地方自治法においては、各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき等に、当該都道府県に対し当該自治事務の処理について違反の是正等を求めることができることとされている。				5040	5040050	株)シーテック	5	風力発電所の建設に伴う開発面積の取り扱いの合理化		風力発電所の立地は、海岸部を除き殆どが山岳地である。風力発電所の建設において、森林率（緑地率）の規制により、実開発面積に加え 35% 以上の森林（緑地）の確保のため、この分を借地または買収により対応している。今後、風力発電に限定し、森林率（緑地率）規制の緩和をお願いしたい。		農林水産省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)			(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
21000110	漁港用地の弾力的な利用が可能となる規制の緩和	・漁港漁場整備法第3条(平成13年法律92号) ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号)) ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号))	・漁港漁場整備法第3条においては「漁港施設」を規定しているが、現行法上、直販・直食施設及び都市漁村交流施設については「漁港施設」として位置付けられていない。 ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知)は、未利用・低利用となっている公共施設用地の有効利用を図るため、供用開始後一定の期間(原則10年以上)を経過した用地について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき財産処分承認を前提に、従来の利用計画上の施設と異なる水産業及び漁業地域の振興を図る公共施設用地に供すること等を行っている、用地の有効利用に資することとしている。	C		・御要望の施設については、その具体的内容や範囲が必ずしも明かではないが、漁港機能に直接関連するものではないと思われるため、漁港漁場整備法第3条で定める基本施設、機能施設のいずれにも該当せず、同法第3条の「漁港施設」に加えることは困難であると考え。 ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知)は、一定の計画制度に基づいて実施されている漁港施設の整備が、社会・経済的な環境の変化により困難になった場合に、漁業地域の振興・活性化のために既存計画と異なる施設の整備を可能とすることを目的としている。同通知中の「公共施設用地の整備が完了し、その用地について供用開始後原則10年以上経過して、利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれず、又は利用計画の縮小により未利用・低利用となっている公共施設用地」との条件を付していることについては、造成途中の安易な計画変更を防止し、所期の計画に基づく漁港整備が少しでも可能となるよう計画外の措置をとる时期的基準として設けられているものであり、 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) これを変更することは困難である。 ・なお、国庫補助事業により整備した用地の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき財産処分の承認については、「個別に判断、対応されている」とされているが、以下の点を踏まえたい。 ・「目的外使用を認められた例がある」とされているが、以下の点を踏まえたい。 ・個別の判断、対応の必要性が認められているという現状に鑑み、思い切った承認要件の緩和が可能かどうか。 ・当面の対応として、承認申請の円滑・迅速化等の観点から、明示的に目的外使用等に関する新たな基準を示すことが可能かどうか。 参考として、これまでに認められた目的外使用例を示していただきたい。	C		及び「国庫補助事業により取得した漁港施設の有効利用について」(水産庁漁港漁場整備部長通知)に関する指摘の箇所は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「適正化法」という。)第22条に基づく処分の承認について、未利用等の状況が続いている公共施設用地の利用を見直すべき时期的基準として一定のガイドラインを示したものであり、これは適正化法第22条に基づく処分の承認を直接緩和したものでなく、同法に基づく承認はあくまで、各漁港毎に個別に判断されるものである。 なお、上記水産庁漁港漁場整備部長通知においては、未利用・低利用となっている公共施設用地の有効利用を図るべく、水産業及び漁業地域の振興を図る施設を例示しているところであり、同通知の例示は漁港管理者に再度周知することとした。 目的外使用の例示 ・漁港環境施設用地の一部に「海の駅」の案内標識の設置 ・漁具保管修理施設用地の一部に国道復旧工事のための仮設道の整備 ・荷捌所用地等の荷捌施設等の2階に漁協事務所の設置 ・物揚場の一部を水産倉庫用地とし水産倉庫の設置 ・公有水面埋立により、護岸、臨港道路等を用地とした等	再回答においては、適正化法第22条に基づく処分の承認について、通達には時間的基準として一定のガイドラインを示したものであり、同法に基づく承認はあくまで各漁港毎に個別に判断されるとされているが、かかる趣旨を、平成15年度中により明確に周知することについて見解を示された。				5044	5044010	新潟県	1	漁港用地の弾力的な利用が可能となる規制の緩和		漁港漁場整備法第3条で定める「漁港施設」に直販・直食施設と都市漁村交流施設を加え、漁港用地内に当該施設の整備を可能とする。 あるいは、「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」平成13年10月1日付け漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号)の「公共施設用地の整備が完了し、その用地について供用開始後原則10年以上経過して」を削除し、水産物の直販・直食施設と都市漁村交流施設整備の承認要件を緩和する。		農林水産省
21000120	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第1項、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条第1項、第8条及び第9条	商品投資販売業者の許可を受けようとする者等は、許可等の申請書又は申請事項に関する変更届を主務大臣(本法は共管法であり、3省庁大臣あて)に提出しなければならない。	C		本事業は、事業内容に即して主務庁である3省庁各々の審査、協議等を経て、許可、監督等を実施しており、申請及び届け出等に係る提出書類については、各省庁の監督上必要なものであり、今後とも各々3省庁への提出が必要であるため、要望内容については措置困難である。 しかしながら、現在、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関して、電子申請における共管手続(ワンストップサービス)の窓口一元化をすることにより申請者等の利便性の向上を図ることを目的として、電子申請システムの構築中であり、この実施に伴い、申請者の行政手続等の事務負担は軽減されるものと考えられていることから、当該システムの利用促進を検討して頂きたい。	・回答によれば、「電子申請における共管手続の窓口一元化をすることにより申請者等の利便性の向上を図ることを目的として、電子申請システムの構築中」とあるが、申請手続等の効率化・事務負担の軽減のための体制整備を早急に行うとともに、システム構築の実施時期について具体的に示していただきたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	C		窓口省庁は、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化する予定。	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示された。	5063	5063020	(社)日本商品投資販売業協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化		金融庁 農林水産省 経済産業省			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000130	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に係る官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第4号	商品投資販売業の許可を申請する際には、許可申請書に役員又重要な使用人が、成年被後見人とみなされる者及び被保佐人とみなされる者並びに準禁治産者に該当しない旨の官公署の証明書(外国人である場合には、これらに該当しないことを証明する書面)を添付して提出しなければならない。	C		誓約書および官公署の証明書を同時に求めるのは過重との指摘であるが、役員及び重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の提出を求める目的は、業務の参入規制の基準としての法第6条第1項第4号の不許可条件に該当するかについて行政当局が確認するために必要であるからであり、また、商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格条項に該当しない旨について、申請者自らが何らかの公的な書面により証明する方法がないため、やむを得ず「誓約書」の提出を求めているところであり、本書類の提出を撤廃することは困難である。	(「措置の概要」欄より続く) なお、外国人の場合は、官公署が証明書を発行することが不可能なため、やむを得ず誓約書のみを添付してしまっているものである。他方、本邦に居住している外国人の場合にあっては、登記されていないことの証明書を官公署が発行することは可能なため、申請者は当該証明書の添付をしているところである。	・回答においては、「外国人の場合は、官公署が証明書を発行することが不可能なため、やむを得ず誓約書のみを添付してしまっている」とあるが、事実上不許可条件の確認を誓約書により行っている現状に鑑みれば、申請手続きの簡素化、業者間の取扱いの公平性の観点から、例えば必要書類を誓約書に一本化する等を含め、更に踏み込んだ検討を行ってほしい。	C	公的な証明書を提出させることにより、行政当局が欠格条項の該当の有無を確実に確認できるにもかかわらず、申請者の申告(誓約書)を信用し、実質的な審査を行わないまま処理することになれば、行政当局の確認手段としては、事後的な資料の報告徴収命令又は検査によるほかに、参入規制が部分的に形骸化するため、公的な証明書の添付を廃止することは困難である。一方、商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格条項に該当しない旨について、申請者自らが何らかの公的な書面により証明する方法がないためであるため、添付を廃止することは困難である。なお、投資信託及び投資法人に関する法律においても、役員および重要な使用人が外国人の場合には、商品ファンドと同様に官公署の証明書の添付は求めず誓約する書面で添付をすませているところである。	再回答においては、「申請者の申告(誓約書)を信用し、実質的な審査を行わないまま処理することになれば、行政当局の確認手段としては、事後的な資料の報告徴収命令又は検査によるほかに、参入規制が部分的に形骸化するため、公的な証明書の添付を廃止することは困難である」とされている一方で、「商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格条項に該当しない旨について、申請者自らが何らかの公的な書面により証明する方法がないためである」とされている趣旨を踏まえて、次の観点から見解を示されたい。「法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格事項に該当しない」旨について、公的な証明書を提出させることにより、確実に確認することが、行政当局として必要不可欠と考えているのか。もしそうであるとするならば、「申請者の申告(誓約書)を信用し、実質的な審査を行わないまま処理」をしているものと解される外国人の場合には、当然に、「事後的な資料の報告徴収命令又は検査」を実施すべきものと思料するが、かかる対応を実施しているのか。仮に、現状において、事後的な対応を実施していないとすれば、その理由および今後の対応策について、「邦人・外国人間の取扱いのイコールフットリング」の観点も踏まえ、明確かつ具体的に示してほしい。				5063	5063030	(社)日本商品投資販売業協会	3	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に係る官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃		現行制度では、商品投資販売業の許可申請を行う際に、許可申請書に役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付しなければならないところであるが、役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書並びに成年被後見人等でないことを証する証明書の添付を廃止することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)				(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000140	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条及び第17条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第3条及び第4条	商品投資販売業者は、追加型ファンドの購入であるかないかの別なく全て商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約の締結等をしようとするときは、顧客に対し、当該商品投資契約等が成立するまでの間に、商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項であって当該商品投資契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。 商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b	商品投資契約等に係る成立時の書面の交付は、商品投資販売契約が成立した場合に、その契約内容が不明確である場合、後日になって当事者間に契約内容を巡って紛争が生じる恐れが大きいため、成立した契約の内容を書面に記載させることにより、その明確化を図るとともに、買主等に注意を喚起させることとして、後になって紛争の生じる余地のないようにする必要があることから設けられた規定である。	(「措置の概要」欄より続く) 契約前と契約時の2回に分けて書面を交付させることで、投資家保護の徹底を図ったものがあるが、追加型ファンドにおける再購入である場合に限り、直近に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとることについて15年度中に検討し16年3月までに結論を得るとされているが、次の観点から更なる検討を行ってほしい。 要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上で書面簡素化対応であり、実施の方向で早急に検討を行い、16年度には速やかに実施すること。 併せて、現時点における検討状況、検討にあたっての論点等について示すこと。	・回答においては、「追加型ファンドにおける再購入である場合に限り、直近に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとること」について15年度中に検討し16年3月までに結論を得るとされているが、次の観点から更なる検討を行ってほしい。 要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上で書面簡素化対応であり、実施の方向で早急に検討を行い、16年度には速やかに実施すること。 併せて、現時点における検討状況、検討にあたっての論点等について示すこと。	b	1. 再検討要請においては、「要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上で書面簡素化対応であり、…」となっており、また、要望理由に記載されている内容のように、投資家の中には、追加投資する度に書面の交付を受けて嫌気を示す投資家も中には存在するものと考えられる。しかしながら、当該書面を保管するか又は破棄するかについては投資家自身の判断により行われることを法令上妨げていないところであり、投資家が書面の保管をすることが投資家の負担に直結しているとの断言はできないものとする。よって、書面の交付を簡略化することが投資家保護につながるものとは考えにくい。 また、また、投資家に対する過重告知の回避については、業者から投資家に対して、前回交付した書面との変更の有無について説明を行えば、投資家は混乱が生じないものと思料する。 2. 現時点における検討状況等については、記載事項の内容を簡略化した場合において、当事者間で紛争が起こりうるか否かについて関係省庁と検討をすることをとした。 3. なお、平成16年度に速やかに実施してほしいとの要請であるが、本年度中に措置するか否かを含めて関係省庁と検討することとした。	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化について検討し、結論を得て、平成15OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。				5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならないところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化(変更点等のみ交付)してもよいこととして戴き度い。	金融庁 農林水産省 経済産業省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)										
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等			
z1000150	森林組合における組合員資格の緩和について	森林組合法第27条	森林組合の組合員資格については森林組合法第27条の規定に基づき、正組合員資格として、森林所有者たる個人、生産森林組合その他の森林所有者たる法人。議決権を持たない准組合員資格として、又は組合が主たる構成員又は出資者となっている団体(に掲げる法人を除く)、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするものであって定款で定められた者として	b	-	准組合員制度は、安定した事業量の確保により組合の経営の安定を図ることを目的に、一定の要件をみたす者に特例的に組合員資格を認めることとしたものであり、森林組合がサービスを提供する関係であることから、要件を「組合の施設を利用することを相当とするもの」としている。森林組合の職員は一般的には、組合員のために組合のスタッフとして事業・サービスを実施すべき立場にある(すなわち「サービス利用者」ではなく「サービス提供者」)が、作業班員については、林業従事者であることに異論はなく、「組合員の施設を利用することを相当とする」事情があると認められる場合、法第27条第1項第4号の要件を満たしうると考えられるため、解釈上、准組合員資格の付与を認めることが適当であるか、具体的ニーズを検証の上、検討することとした。		-	-	准組合員資格については、法令の定める要件を満たす者のうち、定款で定めるものについて認められることとされている(森林組合法第27条第1項第3号及び第4号)。 「組合の施設を利用することを相当とするもの」とは、その者が組合の施設を利用することについて客観的に相当な理由が存在すること、すなわち定款変更に関し総会で議決権を有する正組合員にとって納得できる理由があると認められる場合である。組合の事業内容、作業班員の当該事業の利用ニーズ、仮に作業班員の事業利用を認めることとした場合の利用量見込み、組合運営における作業班員の位置付け等は各組合によって様々であるため、国が画一的な基準を定めることは適当ではなく、具体的には個々の組合の実情に即して各組合が主体的に判断すべき問題である。 平成15年度中に、当該森林組合をはじめ森林組合系統組織(全国森林組合連合会等)からヒアリングを行い、具体的ニーズを検討。	b	-	組合職員への准組合員資格付与について検討し、結論を得て、平成15年度中に措置することについて見解を示されたい。	5088	5088010	静岡県掛川市	1	森林組合における組合員資格の緩和について							森林組合の組合員たる資格については、森林組合法第27条第1項に定められている。これによると森林組合の職員及びその作業員は、地区内に森林を所有しないと、第27条第1項第3号の「...組合の地区内において林業を行うもの又はこれに従事するもの...」には該当せず、組合員たる資格を有しないとされている。要望はこの点において規制を緩和し、森林組合の職員とその作業員が組合に対して出資し、組合員たる資格を得ることである。	農林水産省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000170	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和	農地法第5条	農地を一時的に農地以外の利用に供する場合に当たっては、農地以外の利用に供した後農地への復元が確実にされること、周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な措置がとられていること等を確認して許可することとしている。	C		農地を一時的に農地以外の利用に供する場合であっても、食料の生産基盤である農地の農業上の利用を確保する観点から、農地以外の利用に供した後は再び農地としての利用が可能となること、また、恒久的な農地転用と同様に周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられていること等を踏まえ、許可を不要とすることはできない。		・「許可を不要とするところはできない」旨の回答であるが、「現に耕作に目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する」ことを前提とすことを踏まえ、手続の簡素化の観点も視野に入れ、再度検討願いたい。	C		現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に対して、農地転用の規制を課さないこととするは、耕作の目的に供すかどうかは農地所有者の意志に基づくものであり、このような農地所有者の意志によって規制の適用の有無が生じてしまうことは適当でないこと、当該転用が一時的なものであり、農地として回復可能であるかどうかは事業計画等の内容を審査しなければ、適切には判断できないものであること、一時的に農地以外に使用する場合であっても、恒久的な農地転用と同様に周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられていること等を踏まえ、許可を不要とすることはできない。					5102	5102650	(社)日本経済団体連合会	65	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和		現に耕作の目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する場合、県知事による農地転用許可を不要とすべきである。	農林水産省
z1000180	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	なし	農林水産省の競争的資金制度の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」及び「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」について概算払いを既に導入している。また、経費については、30%を超えない範囲での費目間流用を認める等、弾力的運用を確保しているところである。	d		総合科学技術会議の「競争的資金制度改革について」(意見)に沿い、年度当初からの研究の開始を可能とするため、予算概算決定後速やかな公募の実施、委託契約に係る誘引の省略等、迅速化と簡素化を図り、平成15年度は前年度より、課題公募、採択課題決定及び概算払いの時期を1ヶ月程度早めたところである。		回答では今後とも手続き等の迅速化、簡素化に努めるとされているが、実施される内容について交付決定の時期の明示等より具体的に示された。上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	農林水産省の競争的資金制度である「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」及び「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」については、平成15年度においては、昨年度より1ヶ月程度早期化を図り、概ね5-7月には交付決定(又は委託契約締結)を実施しているところである。これら2事業は、国直轄の事業であり、課題の決定に際しては厳正な審査・手続を要するほか、補助金適法に基づく所要の手続を要する等、一定の時間を要しているものの、これまでも事務手続きの迅速化を図ってきたところである。					5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	
																5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000190	官公庁の入札制度、契約制度の改善		(農林水産省) 電子入札・開札は、平成15年度から逐次実施し、電子入札と紙媒体による入札とは選択制となる。			(農林水産省) 統一基本様式については、国、法人、地方公共団体全体に関わる要望であり、当該手続きの取りまとめ省庁の指示に沿って検討。										5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁
z1010010	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業について全国的な規制改革の実施	構造改革特別区域法第23条、農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項	農地の権利を取得できる法人は、原則として、法人形態要件、事業要件、構成要件及び業執行役員要件の4つの要件を満たす農業生産法人に限定されているが、構造改革特区にあっては、農業生産法人以外の法人であっても、農地法の特例により地方公共団体等から農地を借り受けることが可能となっている。	b		構造改革特別区域法による農地法の特例措置については、特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。		・回答においては「特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。」「また、既に認定を受けた特区計画においても未だ法人による農業経営が行われていない特区計画が半数以上であり、検討の前倒しが可能な状況にはない。	b		前回の回答は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)において定められているところであり、当省としては、これに従い検証・評価作業を行っていくこととしている。なお、既に認定を受けた特区計画においても未だ法人による農業経営が行われていない特区計画が半数以上であり、検討の前倒しが可能な状況にはない。					6010	6010010	長野県	1	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業	1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業の全国的な規制改革を希望	農林水産省
z1010020	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業	構造改革特別区域法第23条、特定農地貸付等に関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項	構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設が可能。	b		構造改革特別区域法による特定農地貸付法等の特例措置については、特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。		・回答においては「特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。」「また、既に認定を受けた特区計画においても未だ法人による農業経営が行われていない特区計画が半数以上であり、検討の前倒しが可能な状況にはない。	b		前回答した検討、判断を行うためには、少なくとも開設後1年間は利用者の利用状況、開設者の農地管理の状況等について見守る必要があると考えており、検討の前倒しが可能な状況にはない。					6010	6010020	長野県	2	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業	1002	・当特例については、特定農地貸付等に関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項の特例措置の全国的な規制改革を希望	農林水産省
z1010030	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付	構造改革特別区域法第23条、特定農地貸付等に関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項	構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設が可能。	b		構造改革特別区域法による特定農地貸付法等の特例措置については、特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。		・回答においては「特区制度の実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。」「また、既に認定を受けた特区計画においても未だ法人による農業経営が行われていない特区計画が半数以上であり、検討の前倒しが可能な状況にはない。	b		前回答した検討、判断を行うためには、少なくとも開設後1年間は利用者の利用状況、開設者の農地管理の状況等について見守る必要があると考えており、検討の前倒しが可能な状況にはない。					6011	6011020	鳥取県	2	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付	1002	市民農園等の開設にかかる規制緩和に当たっては、構造改革特別区域法で特例を設けるのではなく、全国一律に地方公共団体又は農業協同組合以外の農業者、NPO法人、団体、一般の民間会社などが農園の開設をできるように要件を緩和すること。	農林水産省